

特別免許状の授与に係る教育職員検定における基準

令和5年8月1日
高知県教育委員会

1 教育職員検定において確認すべき事項

特別免許状の授与に係る教育職員検定においては、次に掲げる3点について確認する。

- (1) 授与候補者の教員としての資質の確認
- (2) 任命者又は雇用者（雇用者は、学校の設置者に限る。以下同じ。）の推薦による学校教育の効果的実施の確認
- (3) 授与候補者の教員としての資質についての第三者の評価を通じた確認

なお、既に他の各都道府県教育委員会から特別免許状が授与されている場合は、原則として、他の都道府県教育委員会の判断を尊重しつつ確認を行う。

また、臨時免許状を授与している場合や特別非常勤講師制度を活用している場合等は、その実績を踏まえて確認を行う。この場合、必要に応じて、当該臨時免許状又は特別非常勤講師としての勤務実績及び評価について確認を行う。

2 教育職員検定において確認すべき具体的内容

(1) 授与候補者の教員としての資質の確認

ア 教科に関する専門的な知識経験又は技能

教科に関する専門的な知識経験又は技能は、教科に関する専門分野に関する職業等の従事経験について、次の(ア)又は(イ)の基準に該当することを確認するが、次の(例)に掲げる状況等を踏まえつつ、優れた知識経験等を有することが確認できる場合で、2(1)イ「社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見の確認」、(2)「任命者又は雇用者（雇用者は、学校の設置者に限る。以下同じ。）の推薦による学校教育の効果的実施の確認」及び(3)「授与候補者の教員としての資質についての第三者の評価を通じた確認」が行われた場合には、次の(ア)又は(イ)の基準のみによることなく授与を行う。

(例)・外国の教員資格の保有

- ・教科に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められる資格
- ・修士号、博士号等の学位の保有
- ・各種競技会、コンクール、展覧会等における実績
- ・大学における教職科目のうち高知県教育委員会が必要と認めるものの履修又は職を志望する者を対象とした体系的な研修の受講の状況
- ・学校現場における過去の勤務経験、免許状の授与に先立って行われる教員採用試験や模擬授業の実施による評価その他の高知県教育委員会が優れた知識経験等を有することを確認するために適切と認める事項の評価

(ア) 学校教育法第1条に規定する学校又は次に掲げる教育施設における教科に関する授業に携わった経験が、最低1学期間以上にわたること。

a 平成3年文部省告示第91号又は第120号により指定又は認定された在外教育施設

b 日本国内にある教育施設であって、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に対応する外国の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられたもの

c 日本国内にある教育施設であって、その教育活動等について、次に掲げる団体の認定を受けたもの

- ・アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ（略称 WASC）

- ・アメリカ合衆国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル（略称 ACSI）

- ・グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国ハンプシャー市に主たる事務所が所在する団体であるカウンセル・オブ・インターナショナル・スクールズ（略称 CIS）

- ・スイス連邦ジュネーブ市に主たる事務所が所在する団体であるスイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局（略称 IBO）

(イ) 教科に関する専門分野に関する勤務経験等（営利企業やその他の法人（社団法人、財団法人、NPO 法人等）、外国にある教育施設等におけるもの）が、概ね3年以上あること。

(例) ・企業等における教科と関連する専門分野に関する職業経験

- ・外国にある教育施設における勤務経験

- ・大学における助教、助手、講師経験

- ・各種競技会等に向けた選手等としての活動

- ・派遣された海外における教科と関連する専門分野の国際貢献活動の経験

イ 社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見の確認

社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見は、次の(ア)及び(イ)の方法により確認する。

(ア) 授与候補者が提出した推薦（第2節の推薦も含み2通以上。勤務予定校以外の日本の学校における学校活動実績（臨時免許状又は特別免許状の授与を受けて教科に関する授業に携わっている場合、特別非常勤講師としての活動のほか、学習指導員等の活動も含む。）や学校外の活動における児童生徒への学習活動の支援実績がある場合には、当該校の設置法人の役員や校長等管理職等による推薦を含むことが望ましい。）の内容評価

(イ) 本人の申請（志願）理由

(2) 任命者又は雇用者の推薦による学校教育の効果的実施の確認

任命者又は雇用者による授与候補者の推薦において、授与候補者を配置することにより配置された学校の教育が効果的に実施されることを次の(ア)(イ)及び(ウ)の観点により確認する。

(ア) 授与候補者を配置することにより実現しようとしている教育内容

(イ) 授与候補者に対し、特別免許状を授与する必要性があること

(ウ) 研修計画の立案、実施及び学習指導要領等の共通理解のための体制に関する対応状況

【(ウ)の補足】

特別免許状保有者は一般的に指導計画・指導案・教材の作成・指導方法・指導技術等に通じていないと考えられるため、都道府県教育委員会、市区町村教育委員会、勤務校等において、普通免許状所有者が指導・支援を行う形で特別免許状所有者の研修計画を立案し、実施すること。また、計画的に大学における教職科目の履修を促すことも考えられる。なお、特別免許状所有者は、各教科のほか、総合的な学習の時間や道徳、特別活動（学級担任含む）、生徒指導等も可能である。特別免許状保有者が、これらについても担当する場合には、上記研修の中で、これらの内容について扱うこと。

担当する教科に関する学習指導要領及び教科書の内容の趣旨並びに校務に関する共通理解を図るため、基本的な日本語力が不十分な特別免許状保有者に対しては、学校又は設置者において説明・支援を行うこと。

(特別免許状に授与に係る教育職員検定等に関する指針(令和3年5月11日)より抜粋)

(3) 授与候補者の教員としての資質についての第三者の評価を通じた確認

授与候補者の教員としての資質についての第三者の評価を通じた確認は、教育職員免許法第5条第5項及び教育職員免許法施行規則第65条の4の規定により設置する、高知県教育職員検定審査会において、面接その他の方法により授与候補者の教員としての資質について確認する。

ただし、既に臨時免許状や特別免許状の授与を受けて教科に関する授業に携わっている者や特別非常勤講師制度等の活用により推薦を行う任命者又は雇用者が勤務実態を把握している者について当該確認を行う場合その他高知県教育委員会が適切と認める場合には、書面による確認など必ずしも面接という方法によらないこととする。